

指定管理業務点検・評価シート（平成28年度業務）

平成29年7月31日

施設名	県立鹿野かちみ園 県立鹿野第二かちみ園	所在地	(かちみ園) 鳥取市鹿野町今市1078 (第二かちみ園) 鳥取市鹿野町寺内102
施設所管課名	障がい福祉課	連絡先	0857-26-7193
指定管理者名	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	指定期間	平成26年度～平成30年度

1 施設の概要

設置目的	知的障がい者の方が入所し、入所者に対し、その自立と社会経済活動を促進する観点から、保護並びにその更生に必要な指導及び訓練を適切に行う施設
設置年月日	(かちみ園) 昭和41年1月1日 (第二かちみ園) 昭和53年4月1日
施設内容	(かちみ園) ○敷地面積：41,555.92㎡ ○延床面積：3,929.05㎡ ○施設内容：南棟（要介助高齢者向け施設）、ゴミステーション、車椅子用駐車場、倉庫、体育館 ○定員：施設入所支援70名、生活介護70名、短期入所2人 (第二かちみ園) ○敷地面積：(鹿野かちみ園との同敷地) ○延床面積：4,188.75㎡ ○施設内容：北棟（強度行動障害者向け施設）、車椅子用駐車場、厨房・機械室棟、園芸・農作業棟、鶏舎、豚舎 ○定員：施設入所支援70名、生活介護70名、自立訓練（生活訓練）6名、短期入所3名
利用料金	障害者総合支援法等の関係法令の規定に基づく利用者負担あり
開館時間	入所施設のため24時間開館
休館日	入所施設のため休館日はない

2 指定管理者が行う業務

委託業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿野かちみ園・第2かちみ園の施設設備の維持管理に関する業務（施設設備の保守管理、修繕、保安警備、清掃等） ・利用者の保護及びその更生に必要な指導訓練に関する業務（短期入所、施設入所支援等） ・その他施設の管理運営に必要な業務（契約、料金等の収入、受付及び案内、利用者へのサービスの提供、施設の利用促進 ・県下の障害者支援施設及び障害福祉サービス事業を行う施設の処遇モデルとして、要介助高齢知的障害者等（かちみ園）及び強度行動障害者（第二かちみ園）を中心とした支援のあり方等諸課題の検討及び実践。
---------	---

3 施設の管理体制

管理体制	<p>(かちみ園) 常勤職員：41人、非常勤職員：10人 [計51人] (第二かちみ園) 常勤職員：45人、非常勤職員：12人 [計57人]</p> <p>【体制図等】別添のとおり</p>
------	--

4 施設の利用状況

(かちみ園)

(施設入所支援)					
定員	性別	年度当初の利用者数	年度中の増減	年度末利用者数	備考
70人	男	36	△ 1	35	入所4, 退所5
	女	36	△ 1	35	入所2, 退所3
	計	72	△ 2	70	
(生活介護)					
定員	性別	年度当初の利用者数	年度中の増減	年度末利用者数	備考
70人	男	41	△ 2	39	入所3, 退所5
	女	41	△ 1	40	入所2, 退所3
	計	82	△ 3	79	入所者70、GH8、在宅1

(第二かちみ園)

(施設入所支援)					
定員	性別	年度当初の利用者数	年度中の増減	年度末利用者数	備考
70人	男	37	0	37	入所1, 退所1
	女	35	1	36	入所2, 退所1
	計	72	1	73	
(生活介護)					
定員	性別	年度当初の利用者数	年度中の増減	年度末利用者数	備考
70人	男	41	1	42	入所2, 退所1
	女	39	1	40	入所2, 退所1
	計	80	2	82	入所者73、GH6、在宅3
(生活訓練)					
定員	性別	年度当初の利用者数	年度中の増減	年度末利用者数	備考
6人	男	1	-1	0	退所1
	女	0	0	0	
	計	1	△ 1	0	

5 収支の状況

(かちみ園)

(単位：千円)

区 分		28年度	27年度	増 減	
収入	事業収入	給付費	222,299	214,703	7,596
		利用者負担金	32,228	33,873	-1,645
		その他(預り金管理料等)	694	650	44
		小 計	255,221	249,226	5,995
	事業外収入	生産活動事業収入	149	247	-98
		その他(寄付金等)	221	2,075	-1,854
		小 計	370	2,322	-1,952
計	255,591	251,548	4,043		
支出	人件費	184,943	174,282	10,661	
	管理運営費	10,030	11,975	-1,945	
	事業費	46,013	44,769	1,244	
	計	240,986	231,026	9,960	
収 支 差 額		14,605	20,522		

(第二かちみ園)

(単位：千円)

区 分		28年度	27年度	増 減	
収入	事業収入	給付費	286,922	265,057	21,865
		利用者負担金	34,049	33,983	66
		その他(預り金管理料等)	797	3,623	-2,826
		小 計	321,768	302,663	19,105
	事業外収入	生産活動事業収入	187	107	80
		その他(寄付金等)	102	2,031	-1,929
		小 計	289	2,138	-1,849
計	322,057	304,801	17,256		
支出	人件費	191,453	185,302	6,151	
	管理運営費	8,727	11,119	-2,392	
	事業費	45,842	44,341	1,501	
	計	246,022	240,762	5,260	
収 支 差 額		76,035	64,039		

6 労働条件等

確認項目	状況			備考	
	常勤正職員	常勤補助職員	臨時的任用・非常勤職員		
雇用契約・ 労使協定	労働条件の書面による提示	鳥取県厚生事業団 職員就業規則	労働条件通知書	労働条件通知書	※書面の名称を記入
	就業規則の作成状況	有	有	有	※常時10人以上の労働者を起床する場合は作成、届出が必要
	労使協定の締結状況	時間外労働・休日労働 に関する協定届 有	時間外労働・休日労働 に関する協定届 有	時間外労働・休日労働 に関する協定届 有	※労働基準監督署長への届出が必要な協定の有無
労働時間	所定労働時間	週40時間	週40時間	週2～40時間	※幅がある場合は上限、下限を記入
	時間管理の手法	自己申告 使用者の現認	自己申告 使用者の現認	自己申告 使用者の現認	※タイムカード、ICカード、自己申告、使用者の現認などの別を記入
	休暇、休日の状況	【休日】 ・定例日の場合 各月の土日祝祭日 及び年末年始 ・非定例日の場合 交代制勤務により、 勤務を要しない日 に指定された日 【休暇】 ・年次有給休暇 1年度につき20日 (20日を限度に 繰越)最大40日	【休日】 ・非定例日の場合 交代制勤務により、 勤務を要しない日 に指定された日 【休暇】 ・年次有給休暇 1年度につき16日 (20日を限度に 繰越)最大36日	【休日】 ・非定例日の場合 交代制勤務により、 勤務を要しない日 に指定された日 【休暇】 ・年次有給休暇 6か月間継続勤務 した場合10日 (以降最大20日)	※幅がある場合は上限、下限を記入
給与	給与金額	227,345円	154,100円	121,500円	※平均月額を記入
	最低賃金との比較	適	適	適	※適否を記入
	支払い遅延等の有無	無	無	無	※有無を記入
安全衛生	一般健康診断の実施	毎年2回(直接処遇職員)実施(その他は年1回)			
	産業医の選任	選任の要否:要	選任状況:選任		※規模の要件あり
	安全管理者の選任	選任の要否:否	選任状況:否選任		※業種・規模の要件あり
	衛生管理者の選任	選任の要否:要	選任状況:選任		※規模の要件あり
	安全衛生推進者(衛生推進者)の選任	選任の要否:否	選任状況:否選任		※業種・規模の要件あり

(参考)

- 労働基準監督署長への届出が必要な労使協定の例(労働基準法に基づくもの)
 - ・労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理する場合(労働基準法第18条)
 - ・1ヶ月単位の変形労働時間制(労働基準法第32条の2 就業規則に定めた場合には届出不要)
 - ・1年単位の変形労働時間制(労働基準法第32条の4、第32条4の2ほか)
 - ・1週間単位の変形労働時間制(労働基準法第32条の5)
 - ・時間外労働・休日労働(労働基準法第36条 いわゆる「36協定」)
 - ・事業場外労働のみなし労働時間制(労働基準法第38条の2 事業場外労働が法定労働時間内の場合は不要)
 - ・専門業務型裁量労働制(労働基準法第38条の3)

○各種管理者等の業種・規模に係る要件(労働安全衛生法に基づくもの)

種別	業種	規模(常時使用する労働者数)
産業医	全ての業種	50人以上
安全管理者	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	50人以上
衛生管理者	全ての業種	50人～200人(1人選任)
		201人～500人(2人選任)
		501人～1,000人(3人選任)
		1,001人～2,000人(4人選任)
		2,001人～3,000人(5人選任)
3,001人以上(6人選任)		
安全衛生推進者	安全管理者と同じ	10人以上50人未満
衛生推進者	安全管理者の選任を要する業種以外の業種	10人以上50人未満

7 サービスの向上に向けた取組み

区分	取組み内容
研修	要介助高齢知的障がい者(かちみ園)及び強度行動障がい者(第二かちみ園)への支援技術やプラン作成技術等を向上する研修、虐待防止研修や権利擁護に関する研修、その他各種研修等
資格取得奨励	介護福祉士等の資格取得の奨励。1年間の研修課題を個別に面談をしながら設定、年度末に振り返りを行い、職員の資質向上に繋げた。
支援計画の見直し	最長6ヶ月毎の見直しや、利用者の状況変化等による随時の見直しをモニタリングやケア会議を開催した上で実施し、利用者・家族へ十分な説明を行った。
食事	個々の栄養ケアマネジメントに基づく食事提供や栄養指導、「ユニット調理」で家庭的な雰囲気を味わう等。
社会参加	地域の夏祭り、運動会への参加や、小中学校との交流、アート作品を通じての展覧会開催・出展、「鳥の劇場」との交流による演劇活動、ウマモナドを使った町おこしなど。
その他	関係機関の行う研修に積極的に参加して実践発表。スーパーバイザーを招いてのケース検討会や復命ミニ研修。臨床心理士を招いての精神障がい者支援勉強会。精神科医や鳥大の教授を招聘してのケース検討会。言語聴覚士による摂食嚥下等の指導。

8 利用者意見への対応

<p>利用者意見の把握方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月開催される利用者で構成される自治会との協議。 ・給食委員会の開催。 ・各ユニット・日中活動班会議等での検討 ・施設内に設置する意見箱。 ・県への「県民の声」による意見受付。 ・その他、随時直接話をして、聞いている。
<p style="text-align: center;">利用者からの苦情・要望</p>	
<p style="text-align: center;">対 応 状 況</p>	
<p>かちみ園</p>	
<p>5/7、利用者家族からの声 園で洗濯した衣類の一部が色落ちしているので気を付けて欲しいとの意見。 清掃時に感染症予防のタオルを漂白処理していたが、誤って色柄物に一部混ざったものと思われる。</p>	<p>一報を受け、謝罪の電話連絡を実施し、状況確認を行ったうえで以降、同様の問題が生じないように注意することを伝え、了解して頂いた。 その後、職員会議（5/10）で今後の対応策を検討し、漂白用の容器と色柄物の容器を判別しやすい対照的な色に分けることとし、同様の誤りがないよう再度、周知徹底した。</p>
<p>8/3、利用者家族からの声 平成28年4月及び28年8月にルーム担当が変更となり、度々のルーム担当変更で環境の変化が頻繁で不安である旨の苦情あり</p>	<p>平成28年8月1日付けの法人内での臨時人事異動が発令されたこと。また、虐待事案に伴う3名の居室の完全開錠することに伴う変更であること。 さらにはご本人の特性に十分配慮をした変更であることを説明（8/11）させていただくとともにご心配をかけたことを謝罪し、了解いただいた。</p>
<p>第二かちみ園</p>	
<p>12/31、利用者間トラブルについて 保護者から利用者間のトラブル等について電話あり。</p>	<p>当日は、トラブル時に園が行っている対応方法を説明。 1/7、園長から改めて謝罪と、今後の対応を報告し、了解をいただいた。</p>
<p>12/26、利用者家族からの声 次の3点について要望があった。 ①食事に関する要望 ②全館の暖房は9時で切れる。体調を崩した利用者の部屋にはファンヒーターを設置して欲しい。 ③ユニットのダイルームにもテレビを設置して欲しい。 またBSチャンネルも映るようにして欲しい。</p>	<p>①変更することのリスクを説明し要望に沿った食事に変更した。 ②直ちに園内にあったファンヒーターを設置し、それに併せて新たに加湿器を購入した。 ③テレビは発注中であることを説明した。また、BSチャンネルも以前から映っていたが、新しい機種になることにより、チャンネル数が増えることを説明した。</p>
<p>利用者からの積極的な評価</p>	
<p>(かちみ園) 利用者アンケートでは、全8項目中、高い評価をうけている項目は「プライバシーの配慮」94%、「気軽に話せる風通しの良い雰囲気」84%、「清潔な環境」86%及び「園での生活満足度」83%となっている。 満足度に関連することとして、カラオケ、DVD、各種ゲーム類を揃えたり、地域の祭り、運動会、外出支援など積極的に行い、日中活動の充実に努めたことや、講師を招いての体操や外部のイベントを積極的に招くなど余暇活動の充実に努めたこと、また、旅行（宿泊・日帰り）については、利用者の希望はもとより、障がいの程度や各個人毎の性格・特性に応じ、少人数での対応や距離及び行程など5班に分けて実施するなど、快適な旅行になるよう工夫して実施したことなどが評価された。</p> <p>(第二かちみ園) 利用者アンケートでは、「食事満足度」は81%と今年度も高い評価を得ている。希望メニューや誕生日メニューを提供するなど、利用者目線を尊重した食事提供を実施したことなどが評価された。 医務については体調不良、怪我の治療、相談にとどまらず、暮らしの中の相談ごとにも応じていることが評価されており、利用者から日常的に頼りにされている。 また、アート作品を作成するための作業スペースを確保する改修工事を行うなど、多くの利用者から喜んでいただいた。</p>	

9 指定管理者による自己点検

<p>〔成果のあった取組み・積極的に取り組んだ事項〕</p>
<p>(かちみ園)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢に伴う身体機能低下防止や生活習慣病の予防を図るため、定期的に理学療法士を招聘し、拘縮予防、身体機能維持、姿勢保持や日々の生活に必要な更衣や排泄等のケアに取り組んだ。また、介護施設経験のある支援員を講師としてOJTを繰り返し行うことにより、介護技術の向上を目指し、利用者に負担のかからない介護に努めた。それにより職員はケアに関する考え方や基礎となる技術について理解を深めることができた。 ・食事、入浴、排泄などの日常的な介助と併せ、音楽療法、スヌーズレン、タクティール、ゆとり活動支援等の取り組みを充実させ、一人一人の生きがいを見だし、身体及び精神的な健康管理を積極的に進め、老化の進行を緩やかにするとともに、生きがいの持てる生活を営めるよう支援を行った。 ・生活においては10人程度のグループのユニットにより家庭的な雰囲気支援を行うことはもとより、日常生活動作（洗濯や掃除など）を通じ可能な限り自己選択に基づき決定し、生活リズムの確立と活動意欲や就労意識の向上を図った。また、個室で生活して頂くことにより、精神的な安定を図る支援を行っている。 ・日中活動は、個別の支援計画により利用者の個々のニーズや機能に応じ、音楽療法、園芸療法、機能訓練、受託作業などの活動に取り組み、生活リハビリや身体的、精神的ケアに努めた。 ・2か月に1度歯科医師、歯科衛生士が来園し、口腔衛生の指導を受けるなど口腔ケアに取り組む虫歯予防に努めた。また、言語聴覚士の指導のもと、口腔内マッサージや健口体操等による嚥下機能の維持向上はもとより、個々に適した姿勢、介助方法、食形態等を定期的に見直し、食支援においてのリスクを意識した支援に努め、誤嚥性肺炎や喉詰めの防止を図った結果、誤嚥や喉詰りもなく安全に食事ができ、肺炎等の罹患は0であった。 <p>(第二かちみ園)</p> <p>身体機能低下予防が必要な方について活動班の再編をする中で、場所の変更、リハビリ内容の見直しを行い生活リハビリとして充実を図った。身体を動かす機会が少ない為、活動の中にラジオ体操を入れ毎日継続して取り組んでいる。要介助高齢部会で研修を企画し新人職員の育成を図ったり、介護福祉士実務者養成研修へ職員を受講させスキルアップを図った。また、口腔ケアを希望される利用者16名については歯科医の往診を受けブラッシング指導を受けている。</p> <p>各丁目課題行動が顕著な方、対応が困難な方についてスーパーバイザーを招きエビデンスに基づいた行動の分析をし検証する中で、支援の視点、方向性についてアドバイスをもらい支援に反映させ課題行動の改善を図った。アセスメントでの着眼点、仮説の立て方、記録の取り方、チームアプローチ（全体周知の仕方）、外部発信する事で、自身の取り組みを振り返り簡潔に論理的に纏めて発表するという発信力も身につけた。</p> <p>月1回の臨床心理士を招いての勉強会では、精神障害の種類、特徴、治療、対応の仕方などを学んだ他に、支援者自身を内側から変える認知行動療法のやり方についてロールプレイを通して気付きを得たり、勿論精神障害の方のケース検討も行い有意義な助言を得ている。</p>

<p>〔現在、苦慮している事項〕〔今後、改善・工夫したい事項・積極的に取り組みたい事項〕</p>
<p>(かちみ園)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3名の利用者について日常的に一定の時間帯、居室外に出ることができないよう長期間にわたって居室の施錠（身体拘束）を実施していた。6月以降、速やかに居室の施錠による対応を止め、原因の究明と再発防止策の検討を行った。現在は、職員の意識改革、人材育成、虐待防止のための実効性のある体制整備などに取り組む、再発防止に努めている。 ・行動障がいのある利用者に対して、行動障がいを引き起こす要因を探り、安心・安全な生活が送れるようスーパーバイザーによるケース検討会を実施し、不適切行動の軽減や支援の資質向上に努めつつ、共通理解のもと支援に取り組むことで虐待防止に繋げる。 ・要介助者が増え、車いす利用者も増加している。高齢化及び重度化に伴うトイレ等ハード面の空間の見直しや環境整備、介護機器の導入について検討していく。 ・高齢に伴い、介護支援方法の専門的領域が年々増加しているため、今後は介護技術はもとより医療と専門ケアについての知識を高め、利用者の機能維持及び老化の進行が緩やかになるようQOLの充実に取り組む。特に認知症状が進行した利用者に対して、知識はもとより専門的視野に基づいた対応方法などを理解し、認知症利用者視点のケアへ取り組む。 ・精神疾患のある利用者に対して、専門的立場の方を招聘してのケース検討会を重ねつつ、社会生活上の様々な問題に対し解決できるよう取り組む。 <p>(第二かちみ園)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・玄関、各ユニットの入口は、夜間以外は原則開放しているが、咄嗟の飛び出しや職員の目の届かないところでの無届外出による事故に繋がらないように職員の見守り体制をその都度見直している。 ・生活の場所を清潔にし、尿臭の除去への取り組みとして業者から薬剤の試供をしてもらい数ヶ月に亘り試したが劇的な効果は感じられなかった。別の業者にトイレ掃除をして貰い、その掃除道具の効果を確認した上で購入し、随時使用している。匂いの元は汚れなので、その汚れを如何に綺麗に取り除くか、力も入れず水だけで軽くこする事で汚れが劇的に落ちるブラシを活用することで床面が綺麗になった。高額なブラシではあるが各丁目に揃えていきたい。 ・機能維持、低下防止の取り組みとして日中活動班で生活リハビリをしているが、数年前のような理学療法士等の機能評価を受けながら専門的な指導をしているものではない為、他施設の理学療法士、作業療法士の派遣を依頼し適切な評価の元に効果的なリハビリを提供していきたい。 ・施設サービスとして自立訓練（生活訓練）があり地域生活に向けた取り組みを進めているが、グループホームの空きが少ない状況で地域移行が進められていない。しかし、県の目標として入所定員の12%は地域移行するという事からも今後は地域生活移行者を出していきたい。特に本人の能力が高く、他利用者との共同生活を望まない利用者については本人の希望通りの生活をしてもらえるよう関係機関と連携しながらサービスの組み立てをしていきたい。 ・入所・通所の受け入れについては、強度行動障がいのある方はもとより、重度の精神障がいの方、触法の方などの利用申し込みが年々多くなっている。このような現状を踏まえ職員のスキルアップを図り、積極的に受け入れを図っているところだが、すでに入所・通所されている方の身の安全配慮も必要で有り、職員のスキルアップだけでは対応し切れないところまで来ている。 ・一方で介護・支援職の人材不足は年々加速していることから、処遇改善については行政においてさらに検討いただきたいと考える。また、将来的には入所定員の規模見直しも視野に入れなければならないと思われる。

10 施設所管課による業務点検

項 目	評 価	点 検 結 果
[施設設備の維持管理・緊急時の対応等] ○施設設備の保守管理・修繕 ○施設の保安警備、清掃等 ○事故の防止措置、緊急時の対応	3	以下のとおり協定書に基づき適切に実施されている。 ・安全衛生委員会により月1回建物・設備の点検を行い危険箇所等を改善し、利用者の生活環境の安全確保につとめている。 ・毎日の清掃のほか、毎月1回大掃除を実施し、建物の清潔を保持 ・消防設備、自家電気工作物の保守点検を実施（外部委託） ・鼠・害虫防除作業を月1回実施（外部委託） ・建築基準法に基づく建物の定期点検を実施 ・夜間における施設の保守管理のため常時1人の警備員を配置 ・急病などの緊急時に備え、夜間想定救急対応訓練を実施 ・災害時等のマニュアルを設置し、避難等の訓練を実施 火災想定避難訓練11/4、夜間想定避難訓練3/24 土砂災害想定避難訓練10/28、震災想定避難訓練12/29 交通安全講習会3/14、通報訓練3/24、防犯訓練8/12
[施設の利用の許可、利用料の徴収等] ○利用の許可 ○適正管理に必要な利用者への措置命令 ○利用料金の徴収、減免の実施	3	入所者との契約、利用者負担金の徴収、自立支援給付費等の請求・収入を適切に実施している。
[その他管理施設の管理に必要な業務] ○利用受付・案内 ○附属設備・備品の貸出し ○利用指導・操作	3	市町村、相談支援事業所、養護学校等の関係機関と連携を図り、入所希望者に種々の情報提供を実施している。 また、機関紙を市町村、公民館、福祉施設に配布し、情報発信している。
[利用者サービス] ○閉館時間、休館日、利用料金等 ○利用者へのサービス提供・向上策 ○施設の利用促進 ○個人情報保護、情報公開 ○利用者意見の把握・対応	2	平成28年5月に虐待防止法に違反する虐待事案が発覚した。長期間にわたり、利用者3名に対し、虐待にあたる身体拘束（居室の施錠）が行われていた。 事案発覚後、県に提出した再発防止策（職員の意識改革、法人・施設の管理体制の見直し、勤務体制の見直し等）を実施し、適切な支援を実施している。事案の3名の方の支援方法についても試行錯誤を重ねながら改め、現在は、以前より課題行動が軽減するなどの成果も出ている。利用者の意思・人格を尊重した適切なサービスの提供を継続して実践し、県立施設としての信頼を回復しなければならない。 このことを除いては、次のとおり適切に実施されている。 ○個別支援計画の作成・見直しを利用者、家族へ説明を実施の上、適切に実施している。 ○食事、入浴、排せつ、移動等の日常生活動作の自立を目標に、個人の能力や障がい特性に見合った適切な支援を実施している。 ○H28.11から導入した機械浴槽を活用し、可動域制限等により通常の浴槽へ入ることが困難であった利用者が快適に入浴できるようになった。 ○農園芸活動、陶芸活動に取り組み、それら生製品の展示、販売を利用者みずから行うなど社会経済活動に参加する機会を設け、喜びや誇りを得られるよう努めている。 ○2か月に1回嘱託の歯科医、歯科衛生士による口腔ケア指導を実施している。 ○医療機関から理学療法士を講師として招き、介護予防に係る研修、指導を4回実施し、知識・技術のスキルアップに取り組んだ。 ○利用者・家族が職員に相談しやすい環境づくりとして、支援員をユニット固定配置とし信頼関係を気付く体制をとっている。 ○看護師等（各施設常勤1名、看護補助1名）を配置し、日々の健康管理と医療処置を実施するとともに、必要な診察治療を医療機関で受けられるよう支援を実施している。 ○法人の「個人情報保護規程」「情報公開規程」に従い対応している。 ○毎月の利用者自治会や保護者会での意見交換、アンケート（年1回）、意見箱等により、苦情や要望、意見等の把握に努め、寄せられた苦情等については、第3者委員2名を含む苦情解決検討委員会により、問題解決に取り組み、対応について回答を行うなど、サービス向上に努めている。 ○地域の行事を公民館、鳥取市鹿野支所等と共催したり、行事に参加し地域交流・社会参加、地域貢献に努めた。
[県立施設としての役割] 追加項目	4	(かちみ園) 要介助高齢知的障害者支援のモデル施設として、 ○「高齢知的障がい者用アセスメント表」により各利用者の高齢化の程度を把握し、目的、実施量・頻度等を明確化した支援を実施 ○拘縮予防、身体機能維持、姿勢保持等のケアの在り方を理学療法士に学び実践 ○感染症予防、嚥下機能の維持向上等のため、口腔ケアを歯科医師等に学び実践 ○脳の活性化、心肺機能維持向上等のため、音楽療法を取り入れた支援を実施 (第二かちみ園) 強度行動障がい者支援のモデル施設として、 ○自傷、他害、強い拘り等の課題行動に対し、応用行動分析を活用。課題行動の減少、混乱のない心穏やかな生活を目指した支援を実施。 ○利用者へのスケジュール提示による時間の構造化や活動場面における場所の明示と固定等を行い、行動観察記録により行動の把握、職員の共通認識・統一対応を実施
[収入支出の状況]	3	収支決算書のとおり、適正に執行されている。
[職員の配置]	3	協定書に定める人員を配置している。 （支援区分等から見た人員配置は基準以上の手厚い配置となっているが、上記虐待事案後、ユニット単位での配置の見直し等を実施。）
[会計事務の状況] ○不適正事案や事故等の有無 ○業務報告書(月次)における内部検査結果 ○利用料金等に係る適正な会計事務 (利用券、利用券管理簿の管理など) ○必要な規程類の整備 (会計規程、協定書等で整備が定められている規程など)	3	不適正事案や事故等なく、適正に実施されいている。

項 目	評 価	点 検 結 果
[関係法令の遵守状況] ○関係法令に係る行政指導等の有無等 ・労働関係法令 (労働基準、労働安全、障がい者雇用等) ・環境関連法令 (大気、水質、振動、廃棄物等) ・その他の法令 ○県内発注(鳥取県産業振興条例)	2	○上記虐待事案をのぞき、関係法令を遵守している。 ○外部委託は県内事業者への発注に取り組んでいる。
[県の施策への協力] ○障がい者就労施設への発注	3	(本施設自体が障害者支援施設であり、発注はない。) 園内で提供される食事の材料は、できる限り県内で生産されたものを利用し、地産地消に取り組んでいる。
総 括	3	虐待事案については、再発防止策を実施し、現在は適切な支援が提供されているが、利用者の意思・人格を尊重した適切なサービスの提供、虐待防止・権利擁護の取り組みを継続して実施し、信頼の回復に努める必要がある。(その他については適切に実施されている。)

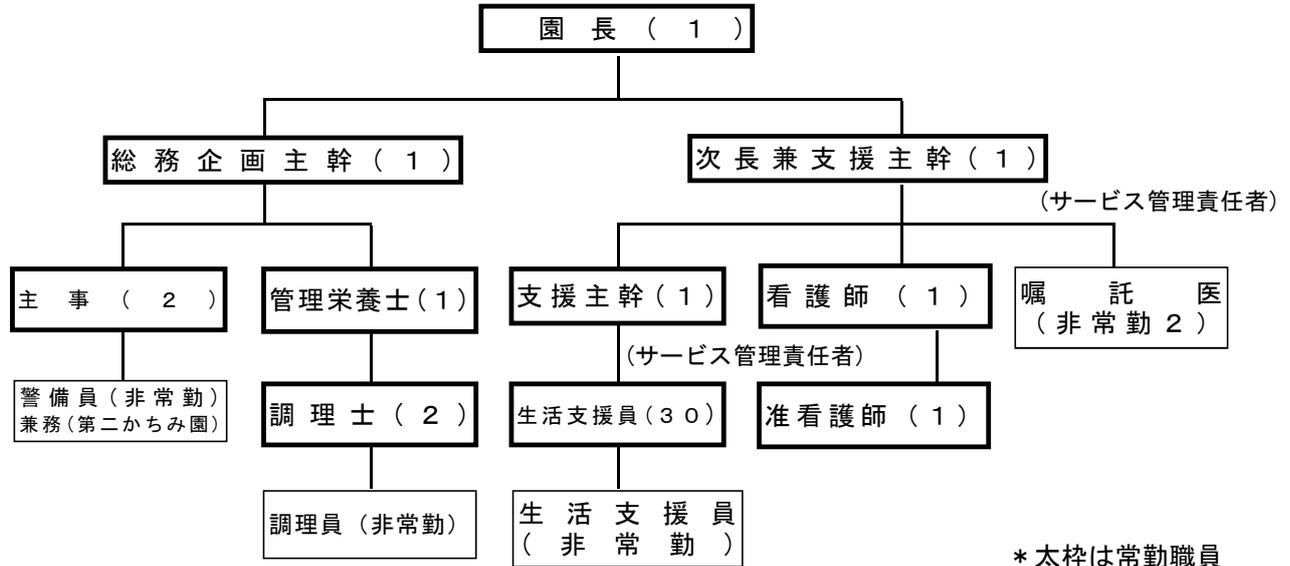
- 《評価指標》 5：協定書の内容について高レベルで実施されており、また、計画・目標を上回る実績があり、優れた管理運営がなされている。
- 4：協定書の内容以上の適切な管理が行われており、計画・目標を上回る実績があった。
- 3：おおむね協定書の内容どおり適切な管理が行われており、計画・目標に近い実績を達成している。
- 2：協定書の内容に対して不適切な事項が認められ、また、計画・目標を達成していない。
- 1：協定書の内容に対して重大な違反事項が認められる、指摘済みの不適切事項が放置されている、計画・目標、前年度実績を大きく下回っているなど、大いに改善を要する。
- ※総括欄は、各項目の平均の小数点以下第2位を四捨五入した数値を基本に、総合的に評価する。

【鳥取県立鹿野かちみ園】

平成28年度職員配置

(1) 常勤(本務) 41名

(2) 非常勤職員 10名 (うち警備員1名(兼務)、支援パート等7名、嘱託医2名)



【鳥取県立鹿野第二かちみ園】

平成28年度職員配置

(1) 常勤(本務) 45名

(2) 非常勤職員 12名 (うち警備員1名(兼務)、支援パート等9名、嘱託医2名)

